

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、天地人研究所株式会社と称し、ローマ字ではTenTiZin K.K.と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 人間の成長を支援・促進する事業。具体的には、
  - (1) 人間の成長を促す技術を研究・開発し、提供すること
  - (2) 人間の成長を促す技術（特に印刷媒体や電子媒体）の内容を企画・製作し、提供するすること
2. 循環型社会の実現を支援・促進する事業。具体的には、
  - (1) 米、その他の作物を循環的に育成する技術を研究・開発し、提供すること
  - (2) 米、その他の作物を循環的に育成し、提供すること
  - (3) 森林を整備し、木材その他を育成し、提供すること
3. 社会の開放性を支援・促進する事業。具体的には、
  - (1) 社会を開放的にする情報技術を研究・開発し、提供すること
  - (2) 社会を開放的にする情報技術（特に計算機や通信の分野）の内容を企画・製作し、提供すること
4. その他、上記各号にかかわる一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。ただし、貸借対照表に係る情報の提供は、インターネットを使用する方法により、<http://www.tenti.jp/kessan/>において行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、2000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- (1) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提供して請求するとき
- (2) 株式取得者が上記(1)の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求するとき
- (3) 株式取得者が、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人その他の一般承継人であって、これを証する書面を提供して請求するとき
- (4) その他、会社法施行規則第22条第1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届け出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会日の7日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときはこの限りでない。

4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

2 社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ社長が定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

3 前項の取締役に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で出席株主のうちから議長を選出する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の開催日時、場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社は、取締役1名以上3名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当会社が取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

(取締役に対する報酬等)

第23条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(取締役の解任)

第24条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議によって解任することができる。

## 第5章 計算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第27条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(設立の際に発行する株式)

第28条 当会社の設立時発行株式の数は500株、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とする。

(設立時の資本金)

第30条 当会社の設立時の資本金は金500万円とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成20年6月末日までとする。

(設立時取締役)

第32条 当会社の設立時取締役は、次の通りとする。

設立時取締役 穠山恒男

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第33条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は、次の通りである。

穠山恒男 京都市左京区八瀬野瀬町53番地1 グローバル八瀬I 405号  
500株 金500万円

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、天地人研究所株式会社を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成19年 5月 30日

発起人 穠山 恒男 印